

国際協力活動基金の設置、管理及び支出に関する規則

(平成十三年二月十六日規則第七十二号)

(設置目的)

第一条 本会の国際協力活動にあてるため、国際協力活動基金(以下「本基金」という)を設置する。

(特別会計の設置)

第二条 本基金に関する会計は、特別会計とし、国際協力活動基金特別会計と称する。

(基金の収入)

第三条 次に挙げる収入を本基金として積み立てる。

- 一 本会会員から受け入れる寄付金又は拠出金
- 二 本会会員以外から受け入れる国際協力活動のための業務委託費、謝金、寄付金又は拠出金
- 三 前各号の金員に対する利息金等の利益金
- 四 その他の雑収入

2 前項第二号の業務委託費、謝金、寄付金又は拠出金を受け入れる場合には、会長の承認を得なければならない。

(管理者)

第四条 本基金は、会長が管理する。

(管理方法)

- 1 -

第五条 本基金は、金融機関への預託その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(支出)

第六条 本基金は、次の場合に限り支出する。

- 一 本会の国際協力活動に必要なとき。
- 二 その他特別の必要のあるとき。

(支出手続き)

第七条 本基金の支出については、会長は支出を要する国際協力活動の概要及び支出見込額の相当性について国際交流委員会の意見を聞いた上、予め経理委員会の承認を得るものとする。

2 前項の承認額を上回る支出を要するときは、その都度経理委員会の承認を得るものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、会長の決裁により支出し、可及的速やかに経理委員会の承認を得なければならない。

附 則

本規則は、平成十三年四月一日より施行する。

- 2 -